

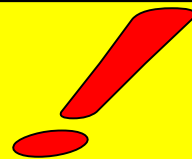
輸入者の皆様へ

貨物が関税率表のどこに分類されるか、
また、税率が知りたい場合には…



関税分類の

「事前教示制度」をご利用ください



「事前教示制度」とは？

輸入を予定している貨物の関税分類を文書で照会し、文書で回答を受ける、
輸入者の方にとって様々なメリットのある制度です。例えば…

- **事前の計画性** 実際の貨物の資料等があれば、貨物の輸入前に関税率がわかります。原価計算が確実にでき、輸入計画や販売計画が立てやすくなります。
- **迅速な通関** 貨物の到着前に文書による回答を受けることで、税関での輸入時の審査時間が短縮され、貨物の通関・引取りが早くなります。
- **分類の安定性** 文書による照会の回答内容は、照会された貨物の輸入通関審査に際して、原則3年間尊重されます。(同じ貨物なら、何度でも有効です。)
- **分類の公平性** 文書による照会の回答内容は、すべて登録番号で管理されているので、全国どこの税関で輸入申告しても、通関審査の際に尊重されます。

事前教示制度の詳細は[こちら](#)！
または「事前教示 分類」で検索！



照会書に**必要事項を記入**の上、
・貨物のサンプル・写真・原材料・加工工程の分かるもの
等貨物の参考となる資料を添えてご提出いただければ手続きできます。



事前教示様式は[こちら](#)！
または「事前教示 様式」で検索！

照会を受付けてから、**30日以内の極力早期の回答**に努めます。

照会は口頭や電子メールでも可能です。
ただし、この場合は輸入申告時の審査では「参考」となり、
事前教示のメリットは少なくなります。(裏面参照)

お問い合わせは、名古屋税関業務部
首席関税鑑査官部門(電話052-654-4139)
【Eメールアドレス:nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp】
までお願いいたします。

各税関 関税鑑査官部門お問い合わせ先一覧は[こちら](#)！
または「問い合わせ 関税鑑査官」で検索！



「事前教示に関する照会書(C-1000)」

照会書番号	照会日	照会内容
12345678901234567890	2024/01/15	品名: 鉄板、規格: JIS G 3107、数量: 1000kg
12345678901234567890	2024/01/15	品名: 鉄板、規格: JIS G 3107、数量: 1000kg
12345678901234567890	2024/01/15	品名: 鉄板、規格: JIS G 3107、数量: 1000kg
12345678901234567890	2024/01/15	品名: 鉄板、規格: JIS G 3107、数量: 1000kg
12345678901234567890	2024/01/15	品名: 鉄板、規格: JIS G 3107、数量: 1000kg
12345678901234567890	2024/01/15	品名: 鉄板、規格: JIS G 3107、数量: 1000kg
12345678901234567890	2024/01/15	品名: 鉄板、規格: JIS G 3107、数量: 1000kg
12345678901234567890	2024/01/15	品名: 鉄板、規格: JIS G 3107、数量: 1000kg
12345678901234567890	2024/01/15	品名: 鉄板、規格: JIS G 3107、数量: 1000kg
12345678901234567890	2024/01/15	品名: 鉄板、規格: JIS G 3107、数量: 1000kg



照会書記載例は[こちら](#)！
または
「事前教示 照会書記載例」
で検索！



文書による事前教示は、**口頭照会とは異なり**、輸入通関審査に際して、**尊重**されます。口頭照会との違いを具体的にご紹介します！

口頭照会の場合・・・



輸入者

① 工事現場で使う「**ゴム手袋**」は、輸入する時、関税ってかかるのかな？ 電話で聞いてみよう！

② 「**ゴム製手袋**」は関税がかかりますか？



③ 「**ゴム製手袋**」であれば、関税は**無税**です。



税関(鑑査官部門)

④ 関税が**無税**ということで輸入してみると・・・



輸入者

⑤ これは、**ゴム製**ではなく「**綿製手袋にゴムを塗布したもの**」なので、**有税**です！



税関(通関部門)

⑥ え~~~~~!!! 電話で聞いたのに！

口頭での商品説明に基づく回答ですので、輸入通関の際は**単なる参考情報**にすぎません。(メール照会も同様です。)



「文書による事前教示」のメリット



① 初めての輸入なので、**文書で関税分類の照会**をしたいのですが・・・



輸入者

事前教示に関する照会書

照会者：財務商事株
品名：綿製手袋
型番：GLOBE-2
照会貨物の説明
製法：**綿糸で編んだ手袋の表面にゴムを塗布したもの**
用途：作業用
包装：1ダース/箱

② 照会書を提出

事前教示回答書

税番：6116.10-166
税率：**協定 7.4%**
特惠：Free (無税)
品名：綿製手袋
概要：**綿製手袋に滑り止めのゴムを塗布したもの**



税関(鑑査官部門)

④ 回答

事前教示回答(品目分類)の検索画面は[こちら](#)！
または「事前教示回答事例」で検索！



③ こちらが**回答書**になります。輸入申告の際に、NACCSの「事前教示(品目)」欄に回答書番号を入力するか、申告書類に添付して提出して下さい。
全国どこで輸入されても有効なので、安心して下さい！

文書教示の回答内容は、**全国の税関において**、輸入通関審査に際して**原則3年間尊重**されるので、税関での輸入時の審査時間が短縮され、**貨物の通関・引取りが早くなります**！